

お問い合わせ先
ハローワーク菊池「マザーズコーナー」 ☎(24) 80025

・キッズコーナーでお子さんを遊ばせながら、ゆつくり相談ができます。
・マザーズコーナーは個室になつていたので安心して利用できます。
・関係自治体などの子育て支援情報の提供も受けられます。
・履歴書、職務経歴書などの書き方のアドバイスも受けられます。

子育て中のお母さんの就職を応援します!

ハローワーク菊池では、子育て中のお母さんの相談専用窓口「マザーズコーナー」を設置し、自分に合った仕事が見つかるよう色々なサービスで就職の応援をしています。

「就職を考えているけど子ども連れではゆつくり相談ができない。勤務時間・休日子どもに合せて就職したい」など、子育て中のお母さんは悩みが多いものです。マザーズコーナーではそんなお母さんを応援します。

☎(24) 80025 気軽に利用ください。

お問い合わせ先
ハローワーク菊池「マザーズコーナー」 ☎(24) 80025

・キッズコーナーでお子さんを遊ばせながら、ゆつくり相談ができます。
・マザーズコーナーは個室になつていたので安心して利用できます。
・関係自治体などの子育て支援情報の提供も受けられます。
・履歴書、職務経歴書などの書き方のアドバイスも受けられます。

子育て中のお母さんの就職を応援します!

ハローワーク菊池では、子育て中のお母さんの相談専用窓口「マザーズコーナー」を設置し、自分に合った仕事が見つかるよう色々なサービスで就職の応援をしています。

「就職を考えているけど子ども連れではゆつくり相談ができない。勤務時間・休日子どもに合せて就職したい」など、子育て中のお母さんは悩みが多いものです。マザーズコーナーではそんなお母さんを応援します。

☎(24) 80025 気軽に利用ください。

お問い合わせ先
生涯学習課文化振興係（中央公民館内）

「菊池市の文化財」を
発行しました

平成12年度に旧菊池市で発行され、好評により売り切れていましたが、今回、掲載の範囲を新市全域に広げ、新たに発行することができました。郷土の歴史を学ぶための資料として手元に一冊お持ちください。
●一冊 500円
お問い合わせ先 生涯学習課文化振興係（中央公民館内）

お問い合わせ先
生涯学習課文化振興係（中央公民館内）

「菊池市の文化財」を
発行しました

平成12年度に旧菊池市で発行され、好評により売り切れていましたが、今回、掲載の範囲を新市全域に広げ、新たに発行することができました。郷土の歴史を学ぶための資料として手元に一冊お持ちください。
●一冊 500円
お問い合わせ先 生涯学習課文化振興係（中央公民館内）

お問い合わせ先
生涯学習課文化振興係（中央公民館内）

「菊池市の文化財」を
発行しました

平成12年度に旧菊池市で発行され、好評により売り切れていましたが、今回、掲載の範囲を新市全域に広げ、新たに発行することができました。郷土の歴史を学ぶための資料として手元に一冊お持ちください。
●一冊 500円
お問い合わせ先 生涯学習課文化振興係（中央公民館内）

お問い合わせ先
生涯学習課文化振興係（中央公民館内）

「菊池市の文化財」を
発行しました

平成12年度に旧菊池市で発行され、好評により売り切れていましたが、今回、掲載の範囲を新市全域に広げ、新たに発行することができました。郷土の歴史を学ぶための資料として手元に一冊お持ちください。
●一冊 500円
お問い合わせ先 生涯学習課文化振興係（中央公民館内）

お問い合わせ先 わいふ一番館 ☎(24) 6630

高齢者大学書道クラブ展
高齢者大学書道クラブ
期間: 7月29日(火)～8月10日(日)
書道クラブで頑張った成果を見ていただきたく、今回も展示いたしますので、ご覧ください。

ちぎり絵と切り絵のコラボ展
西川誠一
期間: 8月26日(火)～9月7日(日)
しゅんこう「ちぎり絵」の松永恭子先生と「切り絵」初挑戦の私、西川との二人展です。ご笑覧くださいませ。

現況届を提出してください

ご存知ですか? 児童扶養・特別児童扶養・特別障害者・児童福祉の制度

児童扶養手当
○受給できる人
日本国内に住所があり、公的年金を受給していない人(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)で、次の要件のいずれかに該当する児童を養育する母に支給されます。母がいなかったり、母が養育しない場合には、児童を養育する養育者に支払われます。

- ※手当での対象となる児童は、18歳に達する日以降最初の3月31日までにある人、または20歳未満で心身に障がいのある人。
- ・母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
 - ・父が死亡した児童
 - ・父が重度の障がいにある児童
 - ・父の生死が明らかでない児童
 - ・父から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ・父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・婚姻によらないで生まれた児童(認知された児童を含む)

○次の場合は手当が支給されません
児童が・・・

- ・日本国内に住所がないとき
- ・父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
- ・父に支給される公的年金給付の加算の対象になっているとき
- ・労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき
- ・児童福祉施設などに入所または里親に委託されているとき
- ・母の配偶者(事実上の婚姻関係の場合も含む)に養育されているとき(父に重度の障がいがある場合は除く)

- 母または養育者が・・・
- ・児童を監護していないとき
 - ・日本国内に住所がないとき
 - ・公的年金を受けることができるとき

児童扶養手当支給額(月額)

区分	全部支給される人	一部支給される人
児童1人のとき	41,720円	41,710円 ～9,850円
児童2人のとき	46,720円	46,710円 ～14,850円
児童3人以上のとき	3人目以降1人当たり3,000円加算	

※一部支給については、所得額に応じて支給額が決定されます。

○所得制限
手当を請求する本人、その配偶者および扶養義務者の所得が一定以上の場合は、手当での一部または全部が停止されます。

○養育費
前年中に受け取った養育費の8割を所得に加算します。

特別児童扶養手当(月額 1級 50,750円/2級 33,800円)
○受給できる人

身体または知的・精神に中度以上の障がいを持つ20歳未満の児童を養育している父、もしくは母、または父母に代わって養育している人に支給されます。障がいの状態は、原則、専用の診断書により審査を行います。ただし、所得による支給制限があります。

○次の場合は手当が支給されません

- ・対象障がい児が20歳に達したとき
- ・対象障がい児が障がいによる年金を受けることができるようになったとき
- ・対象障がい児の障がいの程度が、障がい要件に該当しなくなったとき
- ・対象障がい児が児童福祉施設などに入所したとき(母子ともに入所する場合を除く)
- ・受給者が対象障がい児を監護しなくなったとき
- ・受給者・対象障がい児が日本国内に住所がないとき

特別障害者手当(月額 26,440円)

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に対して支給されます。障がいの状態は、原則、専用の診断書により審査を行います。ただし、所得による支給制限があります。

病院・診療所に3カ月を超えて入院している人、障害者自立支援法などに定める施設に入所している人には支給されません。

障害児福祉手当(月額 14,380円)

身体または知的・精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に対して支給されます。障がいの状態は、原則、専用の診断書により審査を行います。ただし、所得による支給制限があります。

障がいによる年金の給付を受けている人、障害者自立支援法などに定める施設に入所している人には支給されません。

※現在、各手当を受給している人の児童扶養手当の現況届は、毎年、8月1日から8月31日までの間に、その他の手当は、8月11日から9月10日までの間に受給者の皆さんが提出してください。

今年も関係書類を送りますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ・提出先
○児童扶養手当に関すること
子育て支援課 または 各総合支所民生課
○その他の手当に関すること
福祉課 または 各総合支所民生課

第29回医食農夏期セミナー公開講演会 参加費無料

とき 8月16日(土) 午前10時～正午
ところ 菊池養生園(芭蕉堂)
講演会
・講師 宇根 豊氏(農と自然の研究所代表理事)
・演題 「食べものと自然を結ぶもの」～農は天地有情～
その他 予約なしで誰でも参加できます。
お問い合わせ先 菊池養生園保健組合総務課 ☎(38) 2820

身体障がい者のための相談日
菊池市身体障害者福祉協議会では、身体障がい者の皆さんを対象に、手帳申請や就労などの相談日を設けます。
相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にお越しください。
とき 8月22日(金)
午後1時30分～午後4時
ところ 菊池市福祉会館2階
身体障害者相談員
お問い合わせ先 菊池市身体障害者福祉協議会事務局 ☎(24) 5732